

令和3年度第1回小牧市環境審議会 議事要旨

日 時	令和3年7月1日（木）午前10時～11時25分
場 所	小牧市役所東庁舎5階大会議室
出席者	<p>【委員】</p> <p>今枝 正（こまき環境市民会議会長） 岡田 憲久（名古屋造形大学名誉教授） 酒井 美代子（小牧市女性の会会長） 林 文通（小牧市小中学校校長会） 馬場 容子（公募委員） 舟橋 精一（公募委員） 宮脇 稔（愛知県地球温暖化防止活動推進員） 山本 敦（中部大学応用生物学部教授） 吉本 三広（市内事業所推薦）</p> <p>【事務局】</p> <p>舟橋市民生活部長 林市民生活部次長 鈴木環境対策課長 藤田ごみ政策課長 林リサイクルプラザ所長 古田環境政策係長 梅村環境保全係長 矢本主査 若原技師</p>
欠席者	1名（長内 敏将〔市内ISO14001認証取得事業者〕）
傍聴者	0名
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 小牧市環境年次報告書作成方針（案） ・資料2 年次報告書イメージ ・追加資料1 小牧市建築物等及び空地の適切な管理に対する考え方 ・追加資料2 建築物等及び空地の使用状態における市の対応の考え方 ・令和3年度実施計画【抜粋版】

主な内容

1 あいさつ（岡田会長）

岡田でございます。造形大学を70歳の3月で終わって、4月以降は名誉教授というかたちで、名前いただきました。よろしくお願いします。

先ほども始まる前の雑談でコロナのワクチン打ちましたかとか、皆さん顔を合わせるとそういう話になります。本当にいろんな動きが大きく変わる。全てにおいてベースとなる環境そのものをちゃんとしたものにするために、ありとあらゆるところで方向転換されなければいけない状況の中で、今までの変えられないことを変えていかななくてはいけない、進めないといけない段階です。今、大きな境目の時期のような気がしています。

そんな中で、今日ご出席の多くの委員の先生方と昨年からのこの小牧市環境基本計画という大きな10年ごとの枠組みの検討をずっと重ねてきて、最終的に表紙になっているのが今日はお持ちでないかもしれませんが、こういう市民向けの概要版ですね。真ん中が緑の大きな塊です。市の真ん中が緑地なのです。東京も、都市のど真ん中が緑地。それは皇居で、現代芸術作家で赤瀬川源平という人がみえて、東京のど真ん中が原生林化していると発言され話題となりました。昭和天皇が生物学者でいわゆる森そのものを一つの自然環境として、保持しようということで、皇居という自然環境にできるだけ手を加えなかった結果、東京のど真ん中が原生林化しているのです。小牧市もこうした市の中心が緑の塊だというのはとんでもない資産です。ところが周りはこの写真でもわかりますが、グレーの人工物で埋め尽くされている。これだけの資産を持っていることと、大きなところで環境の方向性、人間の時間の使い方それから豊かさの求め方が大きく変わる時期です。そう簡単に日々を変えられないけど、変えていかななくてはいけない、変わっていかなくては行かず、その豊かさがはっきりと写真にまでも現れるようなことを今後、今からやっていく一つ一つで、どこまでみえてくるのか。大きな境目のような気がしています。ぜひ皆様方と、毎年度の環境の検証を続けていくわけですが、そうした大きな意味と繋がるかたちで、この1年、いろんな話が出来ればと思います。よろしくお願いします。

議題（1）小牧市環境年次報告書作成方針案について

○事務局

それでは、議題1「小牧市環境年次報告書作成方針（案）について」説明させていただきます。事前に配布させていただきました資料1をご覧ください。

1 策定趣旨につきましては、小牧市環境基本条例第23条第1項の規定に基づき、市が置かれている環境の状況、環境基本計画施策の実施状況等について、小牧市環境年次報告書を毎年度作成し公表することにより市民・事業者の環境に対する認識を深め、環境配慮行動を促すものであります。

2 作成方針につきましては、（1）第三次小牧市環境基本計画の施策の体系に基

づき、各基本目標、環境テーマごとに事業の実施状況を記載する。(2) 各指標の現状値を把握し、基準年度から目指す方向への進捗状況を評価する。(3) 各 SDGs の観点で環境施策の進捗状況がわかるものにする。(4) 計画期間内の事業実施の推移がわかるように、年度更新しやすいものとし、市民にわかりやすい表現に努める。

(5) 報告書全てをホームページに掲載する。情報公開コーナー、各市民センターなどに置く以外は製本しない、こととします。

第三次小牧市環境基本計画で前計画からの大きな変更点は、(1) 各指標の目標値を「小牧市まちづくり推進計画 第1次基本計画」と整合性をとり、具体的な数値ではなく「目指す方向」で表現するとしたこと、(2) SDGs との関連を示したこと、(3) 新たな施策として「気候変動への対策」を追加したことの3点になります。

今年度の環境年次報告書は、令和2年度の施策の進捗状況を報告するものでありますので、第三次環境基本計画の施策23の項目について報告を行います。第三次小牧市環境基本計画の概要版の内容(趣旨、地球温暖化対策実行計画としての目標、施策体系、SDGs アイコン解説、概要、指標と目指す方向)を加え、わかりやすいものとしします。

資料2をご覧ください。

各施策の進捗状況として基本目標「1. 人づくり・基盤整備」の環境テーマ「環境教育の推進・学習の機会の提供」について例を作成しました。基本目標と環境テーマごとに作成します。

まず SDGs のゴールを示し、各指標ごとに目指す方向に対しての評価をマークで表現し、主な取り組みについて写真等を入れてわかりやすく説明するとともに、その他の取り組み事業についても概要を記載します。そして全体の評価を記載します。環境テーマごとに事業のボリュームが異なりますので、見開き2ページと決めずに事業の内容に応じて柔軟に構成していきます。

昨年度の審議会において委員の皆様からいただいた意見についてですが、数値の推移について、施設の稼働状況、市民意識の変化、人口推移情報、社会経済活動の影響を踏まえてもう一步踏み込んだ評価があってもいいのではとのご意見がありました。数値の推移を各種データを用いて多面的に分析することは重要であります。市民意識の変化、社会経済活動の影響など期間を置いた方が変化の割合がわかりやすいのではないかと考え、計画策定時または計画見直し時に検討することとし、毎年度の年次報告書には数値の推移の掲載にとどめさせていただきます。

SDGs の項目ごとに分けたり、子どもたちにもわかりやすいまとめ方についてですが、環境基本計画、年次計画書では、基本目標ごとに SDGs のゴールを示しています。各施策の推進にあたっては、SDGs の17の目標だけではなく169のターゲットとの関連を意識して進めますが、169のターゲットは一般的に認知されていないため、わかりやすい表現とするため、年次報告書でも SDGs の目標を示すこととします。

絵や写真を入れて、文章もやさしい表現にこころがけ、小中学生にも読みやすいものとしします。

資料1をご覧ください。

3 スケジュールにつきましては、この後、庁内の各担当課に年次報告書作成方法及びスケジュールの説明と令和2年度事業の実績報告、指標の現状数値及び資料提供を依頼し、事務局で案の作成、庁内各部次長で組織します環境施策推進委員会において報告書原案の検討をします。その後、環境審議会にお諮りさせていただき、市長決裁後に公表していく予定です。

また、年次報告書に対する市民意見は環境審議会に報告し、翌年度の報告書作成に活かしていくことを考えております。

今日の環境審議会の開催が緊急事態宣言の発令により1か月遅れたこともあり、公表までの時期が昨年より遅くなることとなりますが、ご了解いただければと思います。

これで、小牧市環境年次報告書作成方針（案）についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

【質疑】

○吉本委員

指摘ということではないですが、ぜひお願いできたらと思ひまして。小牧市が先ほど少し出てきましたがSDGsを推進するにあたって、自治体として内閣府から未来都市の認定を受けております。これは2018年度から約30の自治体選ばれておひまして、尾張地区では、小牧市が初めてだと紹介されておひました。夢チャレンジの掛け声でこどもの夢を応援する取り組みや、ごみの分別簡素化などの取り組みが、評価されたものと思ひます。こうした取り組みをぜひ(3)にあります各SDGsの観点で、環境政策の進捗状況を管理するというものに反映して、大いにアピールしていただけたらと思ひます。より良い取り組みだと思ひておひます。よろしくおひします。

○事務局

SDGs未来都市として市民や企業の皆さんと一体となって取り組みをしていきますということでござひまして、国から選定をされました。

SDGsと言ひますと、17のゴールが提示されておひまして、その中には環境問題に関する課題が数多く含まれておひます。このような地球環境の変化に適切に対応するためにも本市が目指す持続可能な社会、人と人そして人と自然が共生するまち小牧、この実現のために様々なこういった環境施策を取り組んでまいりまして、目標の達成、基本的な方向に向かつて取り組んでまいりたいと思ひておひます。委員の方から意見を頂戴いたしまして、またこちらの方もSDGs未来都市の実現に向け、共に関連して、環境施策事業を進めてまいりたいと思ひます。

○岡田会長

これは愛知県で1番早い認定ということでおひですか。

○事務局

尾張地区で1番です。ホームページに掲載させていただいた部分をちょっと読ま

させていただきますと、内閣府が2018年度から、先ほど委員からご説明ありました通り、全国の自治体を対象に募集しているもので、SDGsの理念に沿った基本的・総合的取り組みを推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として設定されるものであります。未来都市の選定については、第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略のKPIに記載されており、2024年までに累計210都市の選定を行うこととされています。概要につきましては、小牧市はこども夢・チャレンジNo.1都市宣言を行い、こどもの夢の挑戦をまち全体で応援することで、全ての市民が繋がるまちを目指しています。小牧こども未来大学は、多くの企業団体市民が参画し、どんな境遇にあっても夢に挑戦する全てのこどもたちを応援することで、未来を担う人材を育てていくということを中心としまして、取り組んでいこうとするものであります。その中で経済・社会・環境のあらゆる分野において、例えば環境ですと、持続可能な社会の維持という課題をもとに環境に優しい、ごみ処理の推進であるとか、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを強化してまいりたいと考えているところでございます。

○舟橋委員

今の説明にもありましたが、SDGs未来都市は素敵な取り組みだと思います。それによる政策と環境基本計画との関連ですが、この計画にプラスしてゼロカーボンシティの表明とかSDGs未来都市の政策があるのか、計画への融合なのかまたは修正なのか、どういう関係なのかがちょっと気になりました。

○事務局

環境基本計画におきましては、小牧市地球温暖化対策実行計画の区域政策編で包含しておりまして、こちらの計画によりまして、2030年度の温室効果ガス排出量削減目標を基本年度であります平成25年度2013年度比で19.1%削減をしようとするものでございます。しかしながら、こちらの計画につきましては、国の地球温暖化対策計画であります令和12年度2030年度に26%削減する目標に基づく数値でございます。このゼロカーボンシティという考え方からいたしますと、二酸化炭素排出量を2050年に実質ゼロにするというまた新たな目標でございますので、この環境基本計画の見直し、概ね策定から5年から6年ぐらいを予定しておりますが、その時において数値の目標であるとか、施策の進め方をまた見直す時期があるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○舟橋委員

つまりそのような基準が示されたことによる新たな修正という理解でよろしいわけですね。

○事務局

はい。

○山本委員

今日来て初めて、資料の用紙に気づきましたが、これは、全く今までと違う再生

の紙を使っていると思いますが、小牧市が取り組んでいる施策のひとつなのでしょうか。

○事務局

こちらの紙をみられてわかります通り再生紙でございまして、こちらにつきましては、ある企業様から再生した紙ですのでご利用くださいという事で、リサイクル用紙として頂戴いたしました。こちらの再生紙を使わせていただきながら、リサイクルに努めているところでございます。

○山本委員

無料ですか。

○事務局

はい。こちらの紙は無料で、企業様に直接お伺いさせていただいて庁内で利用させていただいています。

○酒井委員

環境基本計画は私達のグループには難しくなかなかわからないのですが、私達は環境に関しては発足当時からずっと、プラスチックごみの削減とか、何かを再生するとか、再生したものでマイバッグを作るとか、そういう活動を続けております。今、菜の花を育てて、それから SDGs を学ぼうっていうような、子どもたちとともに学ぼうという活動をやっていますが、どういう分野でその SDGs に繋がっていくのか、食育もありますし、環境もありますし、子どもと植物を優しく育てるっていうことによって優しさを養うこともありますし、そういうことを活動しておりますが、この17の目標の中でどこに対応していくのかがちょっとわからなくて。たくさん目標がありますが、169のターゲットということで読ましていただいたのですけれど、私の頭ではなかなか理解できないことがたくさんありまして。とにかくそういうものをこの活動はここに対応するというみたいな、そういう報告書ができるといいかなと、私達程度のものが見てもわかるような、そういう報告書になればいいなということを申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

○岡田会長

とにかくわかりやすくというのを、そのことがちゃんと日常で子どもたちに発信されるように。今、冊子としては出ないので、検索ということになりますが、別に冊子にすること以外に、日常でどういうことができるのかどうか、これも前の議論の中に多分あったと思います。ぜひその辺のことも環境教育を含めてとどういうことが可能なかを検討いただけたらと思います。報告書の内容の進め方にもそのわかりやすさが少しでも入るようにと事務局にお願いできたらと。その姿勢はもうすでに示されているのですけれど、なかなか一步一步だと。また難しい文言にどうしてもなりますが、よろしく願いします。

○馬場委員

いくつかの質問とちょっとご要望申し上げたいと思いますのでお願いします。イメージとして皆さんに先にいただいた資料2進捗状況の基本目標1の下の環境テ

マ1-1 環境教育・環境学習というこの項目はどちらから引っ張り出されたのか、伺いたいです。それでこれは目次にも反映されるのかどうかも含めてです。もう一つは指標の一番右側の達成に曇りと雨という絵が書いてありますが、これは前年度の年次報告書にはなかったもので、こうやって絵に表すということは絵の説明がされるのでしょうか。そしてこれは、どういう意味なのかという質問です。環境テーマ1-1の項目は、多分、概要版のテーマから引っ張り出されたのではないかと思うので、概要版と共にこの年次報告書を見ないとわからないということであれば、なくてもいいのではないかという意見です。それと達成の絵は、一般の目から見てちょっとわかりにくかったです。できれば達成されたとか、ほぼ達成された、達成されなかったという言葉の方がわかりやすいのではないかと思います。その下の令和2年度の主な取り組みに、環境フェア等イベントの実施とありますが、確か環境フェアはコロナの関係で「いきいきこまき」の一部でしたので、中止になったと伺っております。中止になったのにここで環境フェアという言葉が使われるのは違和感があります。もし環境に関するイベントだったら、環境フェアという言葉を使わずに環境のイベントとか、そんなふうに変えられた方がいいのではないかと思います。前に戻りますが、進捗状況の矢印について、令和2年度の環境関連講座等参加人数（市民環境講座、リサイクル体験教室参加数などの合計）が、矢印で示されています。これは作成案の中にも年次報告書については、各指標の現状値を把握し、とあって数値をきちっと把握していると同っていますので、この進捗状況の方は、目指す方向ではないので、きちっと数値を出された方がいいと思います。もし中止されたのでしたら、はっきりと中止と書かれた方がわかりやすいのではないかと思います。最後ですが、先ほど吉本委員がおっしゃられたように、SDGs 未来都市に選定されたということがありますので、これはぜひどこかにそれを盛り込んでいただきたいと思います。年次報告書はその年次年次で、違ったものであるべきだと思いますので、この年次はこんなことがあったということを知りやすく示された方がいいと思います。

○岡田会長

案ではありますが、ペラ1枚だけみるといったい全体構成のどこなのか非常にわかりにくくて、例えば目次があればなるほどとなるので、欲しかったかなと、馬場委員のご発言を聞きながら思いました。事務局の方、今5つのご質問がありましたのでお答えをお願いします。

○事務局

まず初めに環境テーマ1-1 環境教育・環境学習というのはどこに記載がという質問だったかと思いますが、こちらにつきましては、環境基本計画で言いますと20ページの第3章 施策体系にございます。基本目標の1. 人づくり・基盤整備、環境テーマ①環境教育・環境学習とございますので、同じような書き方ですと、環境テーマ①の書き方になるかと思ひます。概要版でいきますと、計画の施策体系で基本目標の人づくり・基盤整備の右側にいきまして環境テーマの環境教育・環境学習

になります。続きまして先ほど進捗状況、令和2年度が矢印になっているというお話をいただいたかと思いますが、こちらにつきましては事務局の記入ミスでありまして、正しくは集計中でございます。続きまして達成につきましては、お天気マークで記載しております。こちらはマークの基準を記載していきたいと考えています。あと、環境フェア等イベントの実施ということで、こちら環境フェア等のイベントの実施を通じとなっておりますが、委員のおっしゃったとおり、環境フェアは令和2年度は開催をしておりませんので、環境等のイベント等など、修正を加えていきたいと考えております。SDGs 未来都市宣言の表記につきまして、こちらの方も記載させていただきたいと考えております。

○岡田会長

わかりやすくという事について無理をしてマークにしすぎて、余計曖昧になることもあるかと思えます。その辺はなんでもかんでもわかりやすくして、マークにしなきゃいけないというわけではないと思います。

○林委員

昨年までの話し合いの状況がよくわかってないので、的外れだったら申し訳ないです。私もこの進捗状況の方を読まさせていただきました。実際学校現場の中で、例えばSDGsって言葉は徐々に広まりつつあります。ただ、僕らの方からすると、カリキュラムの中にもともと組み込まれていたものでもないですし、ある時期からマスコミや政府、いろんなところからこういう言葉が出てきて、それが今徐々に広がりつつあるかなど。今回の小牧市が未来都市選定で、大々的にPRしているのも、これから子どもたちに広がっていく動きのきっかけになるかなというふうに思っています。ただ本中学校でもSDGsについて、第三学年が総合的な学習で少しやってみようかということで、初めての取り組みをしているところなのですが、この資料2の右側その他取り組み事業のところ、教育職員の研修等支援で環境教育に関する研修を実施し、教員の資質向上を図るというふうに書いてあります。我々が独自に個々にやっている活動もたくさんあるのですが、小牧市全体で教育の現場でSDGsをきちんと取り上げてやっていこうという動きにはまだなっていないので、もしこういう研修等を近々考えてみえるならば、そういう話も教えていただきたいなと思いました。

○岡田会長

今のご発言ですが、教育職員の研修等を市が企画するわけではないのですよね。そういうのをやろうとするなら補助をしますよ。だけど、そういうこともあったらいいなということですよ。

○事務局

環境年次報告書のその他取り組み事業の欄、教育職員の研修等支援のことにつきましては、各所管部署の方に、環境に関する事業等の抽出をお願いし、私どもに提出をいただいております。この内容につきましては、学校教育課所管の部分になるかと思えますので、私どもの方ではまだ把握してない部分が多々ありますので、年

次報告書策定部会の段階で確認をしながら、ご報告させていただきたいと考えております。

○今枝委員

資料1の作成方針なのですが、ゼロカーボンの宣言の中での2050年までという大きな目標ができておりますので、そうするとこの今回、2020年から先の基本計画の2030年までのこの内容をスピードアップさせるための見直し等もこれから必要になってくるのではないかと思います。どうしたらスピードを上げることができるか、どういう活動に力を入れていくかということを含めて、検討をしないといけないのではないかなと感じておりました。また、SDGsのマークなのですが、市の部署ごとにこの部署では、このマークの部分のこれをやっていますよという表示をされている役所があるのですが、小牧市もぜひ各部署に目立つように大きなこのマークを、この部署は、このマークのこれと関わって活動していますというのを、作っていただくと市民の皆さんもこのSDGsが徐々にわかるのではないかと、なので各部署ごとに貼られたらどうかと思いました。

○事務局

委員から貴重なご意見いただきましたので、所管する部署の方にお伝えをしていきたいと考えております。

○宮脇委員

先ほどからずっとこの進捗状況につきましては、ご意見が出ていましたので、これだけでは私自身では全体像を少し掴みにくいところがあるのですが、この方針で進めていただきたいと思います。学校の温暖化対策教室ですが、今年度愛知県で59校申し込まれて小牧市の3校、全部で9クラス授業の中で取り上げていただきました。環境学習という教科の中で取り上げていただきましたので、大変ありがたく思っております。放課後スクールと児童クラブでも、8月にやる予定になっておりますので、昨年から比べますと、よかったなという数になりました。ご協力いただきましてありがとうございました。

○山本委員

意見ではないのですがもらった資料を見ていて、資料2は、これは本当に抜粋ですよね。先ほど、学校の林先生からありましたけど、何も知らない純粋な白い小中学生にそういった教育することが一番効果があると思うのです。例えば、喫煙率は今下がっていると思いますが、うちの大学も新入生に対して、たばこには害がありますという教育していますが、彼らに教育しても効果が薄いです。小学校低学年、こどもに対してたばこは害があるってことを言っているから、どんどんどんどん喫煙率が下がっているのもあって、こういった環境問題についても、部屋の温度を高くしちゃいけないとか、エコバッグ使いましょうとかという教育をやっていけば、これはおのずと将来的に、そういった環境問題に対してこどもが目覚めて大人になっていくという、やっぱり種を蒔いてから実がなるまでの時間はかかると思うのです。社会はもちろん市民全体に啓発することも重要だけでも、一番重要なのは

そういった若い子どもたちにその環境問題をしっかり押さえて小牧市が率先してや
っていくことが、これ見ていてすごくいいなと思いました。

○岡田会長

事務局も先生方それぞれの視点の違うところもあったりしますので、それを含め
てまとめるのは大変だとは思いますが。それよりも何よりもみんなが言われている、
わかりやすく、大上段の目標をどこまでわかりやすくできるかが大事ことだと思
います。よろしくお願いします。

○舟橋委員

この議論から少し外れてしまうのかもしれませんが、SDGsという言葉、昨今のい
ろいろな計画にこれが取り上げられて、流行と言ったら語弊があるかもしれませんが
けれど、そういうかたちの一つの人の考え方、または運動といいますか、そのよう
な感じの影響力が今働いていると思います。このSDGsという考え方がいつまで続く
のかということについてちょっと気になっていて、政策そのものがまた人々の考え
方そのものが、時の流れとともに徐々に変わってきているっていうところも感じら
れます。前回の審議会の酒井委員の質問に対する回答で、小牧市のごみ収集車でバ
イオディーゼル燃料が今は使われてないということを知ってちょっとショックを受け
ました。かつてはバイオマス活用について、国の戦略として進められていたが、
結局コスト問題だったのでしょうか、それがなくなってしまっています。これも酒
井委員が関わっていると思いますが、光ヶ丘小学校をはじめとした地球温暖化対策
地域協議会、この動きも現在小牧市内では3ヶ所にとどまっているという状況で、
今後これがどうなるのか、今後もそのままか増えていくのか、またはすたれていく
のか、そのあたりの先行きも気になるところがあります。今後どんどん環境が変わ
って、地球温暖化とか、プラネタリーバウンダリー、地球の限界という考え方も拡
がっていくと思います。そういう地球環境そのものが抱えている問題を人々がど
のようにとらえるか、私達がどのように変わっていくべきかということもふまえて、
市がどのような政策を立てるのか、今後議論できればいいなと思っています。

○岡田会長

環境へのいろんな人たちのいろんな視点が出てきて、だけどそれもある時代とか
で変わるわけです。例えば僕らの分野のオオキンケイギク。この報告書をまとめる
とき、これをおもてに出すことはちょっとクエスチョンでした。花いっぱい豊かな
都市にするのに、非常に繁殖力が激しいオオキンケイギクを一時は多くの設計業者
は蒔いたのです。造形大の中もものすごく繁殖しました。だけど今は外来種という
ことで、在来種を侵害しているということで国が大きく方針を変えたのですね。そ
ういう意味で環境っていうのはものすごくまだまだ捉えがたくて、SDGsの指針が示
されていますがそれもまだまだ、本当に具体的に結びつくものと、それも視点が変わ
っていかざるを得ないところと、いろんなことがある状態だと思います。こうい
うご発言、ありがとうございます。

それではこれで議題については終わりにします。

その他（１）令和３年度主要施策事業について

○事務局

まず、年度当初の審議会になりますので（１）令和３年度主要施策事業について、環境対策課所管分を説明させていただきます。「小牧市まちづくり推進計画 抜粋版」をご覧ください。１枚めくってください。

基本施策５ 環境・エネルギーの令和３年度から令和５年度までの実施計画事業となります。

新エネルギー導入助成事業として地球温暖化防止を図るため、蓄電池などの設備に対する補助を実施します。

合併処理浄化槽普及促進事業として合併処理浄化槽への転換が促進される制度に見直し、公共用水域の水質改善に寄与します。

野良猫の去勢避妊手術費補助事業として、野良猫の去勢避妊手術の補助を行います。

１枚めくっていただき、右側１３８ページになります。まちづくり推進計画に掲げる基本施策５ 環境・エネルギーです。基本施策の目的としましては、「再生可能エネルギーの利用促進や温室効果ガス排出量の削減により低炭素社会の実現を目指すとともに、大気や水など身近な地域環境の良好な状態を保持し快適で住みやすいまちをめざしていく」ものとしています。

その下にあります、令和２年度における各指標の結果についてご報告いたします。

市内温室効果ガス排出量は平成３０年度の排出量になりますが：２０４２千ｔ-CO₂、大気汚染に係る環境基準達成率：７５％、水質汚濁に係る環境基準達成率：１００％、公害苦情発生件数：１７４件、日頃から省エネルギーを意識した行動を実践している市民の割合については現在集計中となります、エコライフチェックシートからの小中学生の環境にやさしい生活の達成率：６９．２％、地球温暖化対策設備の設置補助件数：令和２年度は２０４件、事業者に対する省エネルギーの支援件数：７件、公共施設への省エネルギー型機器の導入件数：８３施設、汚水処理人口普及率：８３．６％、環境保全協定締結事業所数：２６件となります。なお、公害苦情発生件数が大きく増加しているのは、近年の人々の意識の持ち方の変化や新型コロナウイルスによるお家時間が増えたことによるものと推測します。

右側ページ１４０になります。新エネルギー導入助成事業の概要としましては、家庭用燃料電池システム補助金、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）補助金、定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）補助金、一体的導入補助金の省エネルギー型機器・再生可能エネルギーを導入する市民に対し設置費用の一部を補助することで、家庭の効率的なエネルギーの利用を促進し、地球温暖化防止及び低炭素社会の形成と市民意識の高揚を図ります。

続きまして、ごみ政策課所管分を説明させていただきます。

２枚目左側ページ１３、基本施策６ ごみ・資源の令和３年度から令和５年度ま

での実施計画事業についてとなります。

ごみ分別簡素化・資源化促進事業として、市民がごみを出しやすい環境を整えながら、適正かつ安全に収集・処理を行う。また、燃やすごみに多量に混入する剪定枝類、古紙・古布類及び雑がみの再資源化を促進し、ごみの減量化を図ります。

し尿収集助成事業として、し尿の適正処理の確保を図るため、許可業者に対して汲み取り補助及び老朽化したし尿収集車の購入補助を行います。

1枚はねていただきまして、141ページをお願いします。

まちづくり推進計画に掲げる基本施策6ごみ・資源の基本施策の目的としましては、「市民・事業者との適切な役割分担のもと、協働で資源循環型社会を構築するとともに、ごみのポイ捨てなどが無い快適で清潔なまちを目指していく」ものとしています。

その下にあります、令和2年度における各指標の結果についてご報告いたします。

1人1日あたりのごみ排出量：460.4g、事業系ごみの排出量：10.148t、回収した不法投棄のごみの量：35t、再資源化率：暫定値になりますが36.7%、再資源化施設で処理された事業系ごみの量：4,179t、こまやか収集実施世帯数：246世帯、ごみ出しルールを守っている市民の割合については現在集計中となります。特別収集の受付件数：655件、アダプトプログラム活動者数：14,493人、クリーンアップ事業活動者数：27,767人となります。なお、最上段の1日1人あたりのごみ排出量については、家庭から排出された燃やすごみ、破碎ごみ、粗大ごみとなりますが、令和元年度から、市民や事業者がエコルセンターに直接持込んだごみの集計方法が変更されたことから、結果、家庭系の粗大ごみの年間排出量がそれまでと比べて1,500t程度増えたことに伴い、平成30年度の基準年より増加しております。令和2年度のごみ排出量について申しますと、新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭で過ごす方が増えたこと、また、片づけごみが増えたことにより、前年度と比較して、燃やすごみが102%、破碎ごみが106%、粗大ごみが112%と、大きく増加しております。なお、展開方向2の特別収集の受付件数とは、ごみ集積場に排出された分別不良のごみについて、後日区からの要請に基づき改めて収集を行うものとなりますが、令和2年度が655件と大きく増加したのは、新型コロナウイルスの感染予防のため、市から区での分別不良ごみの再分別等を控えるように依頼したことによるものです。

また、展開方向3のクリーンアップ事業活動者数が、令和2年度が27,767人と大きく減少したのも、新型コロナウイルスの影響により活動数が大きく減少したためであります。

(2) ゼロカーボンシティ表明について

○事務局

去る6月7日の令和3年小牧市議会第2回定例会の市長行政報告において、2050年を目途に、二酸化炭素排出量実質ゼロを目標とするゼロカーボンシティの実現に

向けて、市民や企業とともにあらゆる取り組みを進める、と市長が表明し、6月9日に環境省にその報告をしたところでございます。

今後の取り組みといたしましては、資源循環の推進、リサイクル率は4年連続県下第1位、また、令和4年度中に稼働予定の民間の食品バイオガス発電設備（本年5月）に着工したのをはじめ再生可能エネルギーの更なる導入促進、また市民への省エネ啓発、クールチョイスの推進でありますとか、また公共施設の照明LED化の推進を進めます。新たな施策も検討をしながら、2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、市民や企業と一体となって取り組みを進めていこうとするものであります。

以上がゼロカーボンシティ表明につきましての報告とさせていただきます。

（3）小牧市建築物等及び空地の適切な管理に関する条例の制定について

○事務局

この条例につきましては、これまでも危険な老朽化した建物に対しては建築基準法に基づいて所有者に対する指導や助言、勧告、命令などの措置を市として行ってまいりました。また、空き地に繁茂した雑草等につきましても、条例に基づきまして、また廃棄物の放置につきましても、小牧市快適で清潔なまちづくり条例に基づいて、指導や勧告、命令などの措置を実施してきたところでございます。

こうした中で、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、空家法と説明させていただきます。）が平成27年5月に全面施行されまして、所有者の適切な管理責務が定められ、国・県・市においても連携して所有者の責任を補完するよう措置を講ずることになりました。こうした空家法を補完し、また行政の支援が必要な課題に対して、幅広く対応するための仕組み作りといたしまして、空き家に限らず、建築物等への措置についても行政手続きを明確化する必要が出てまいりました。居住の有無を問わずに近隣住民の生活環境が脅かされている状態において適切な管理や措置を規定して、市民の生命、身体及び財産の保護並びにその生活環境の保全を図り、もって公共の福祉の増進に安全で安心なまちづくりの推進に寄与するため、条例の制定を進めようと考えているものでございます。

この条例につきましては、先ほど言いました生活環境の保全を図るという意味におきまして、環境の分野で市として条例を一本化して作成するということになりましたので、私共が事務局となりましてこちらの条例制定に向けて取り組みを進めてきたところでございます。

追加資料1と2ということで、提示させていただいています。

小牧市内にある建築物等及び空き地につきまして、適切な管理をしていただきたいというところで、こういった条例を規定するとともに様々なことが起こったときに市民の生命や身体、財産を保護して生活環境の保全を図るためにも、様々な措置をさせていただきたいというところの条例の考え方でございます。

細かくご説明させていただきますと、追加資料2に小牧市がこういったことをこ

ういった状態にさせていただくというようなことを記載させていただいております。

例えばですが、建築物等というところ見ていただきますと、使用状況ということで、居住建築物等っていうのは住んでいらっしゃる建築物、また使用建築物等とはご使用になっている工場とか倉庫、居住も使用もされてない建築物等というのは、空き家の定義というものが概ね1年以上住んでいないものが空家等というように規定されておりますので、1年未満居住も使用もされてない建築物、空家等というこういった使用状況におきまして、管理不全な状態になったときに、こういった対応を市はすることができますということです。管理不全な状態の項目は、追加資料1の方にアからキまで掲げさせていただいている管理不全な状態のときに、市の条例では、立入調査であったりとか、所有者情報の利用をすることができたりとか、助言指導をさせていただくと、というような対応をさせていただくところです。特に住んでいらっしゃる建物で廃棄物等が堆積して周辺的生活環境に著しい影響をおよぼす恐れがある状態、よく言われているのがごみ屋敷というような状態の建物におきまして、そうした助言とか指導とか、様々対応したにもかかわらず、改善されない場合、所有者が必要な援助を希望する申し出があつて、自ら回収することは困難である場合は、解消するための援助をすることができます。また、援助を希望する申し出もなく、状態が改善されないときには、勧告、命令、行政代執行といった措置を取らせていただくことができるというようなふうを考えさせていただいております。

また空き地におきまして、同じように、管理不全な状態になった場合ですと、立入調査、所有者の情報の利用、助言、指導をさせていただき、雑草とか枯れ草が繁茂して生活環境が阻害される恐れのある状態などときには、勧告、命令、行政代執行ができるという規定をさせていただこうと考えております。

また管理不全な状態とは別に、危険な状態が切迫している場合は、例えば外壁が落ちてきそうだとか、門が倒れそうになってきて、人々の生命や身体に重大な損害を及ぼす場合に限って、必要な最小限の措置を取ることができるということを追加資料1の緊急安全措置というところで記載をさせていただいております。こちらにつきましては必要な最小限の措置ですので、壊れかけていった扉であればそれを撤去するとか、そういった必要最小限の措置を考えております。

こうした条例につきまして、先日空家等対策協議会がございまして、こちらで市の考え方をご提示させていただきましたが、今回環境審議会の方にもこういった考え方で進めさせていただきたいということをご報告させていただくところでございます。

以上3点ご説明させていただきました。またご意見等ございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【質疑】

○舟橋委員

この新しい条例についてですが、空き家とか問題を抱えた土地に対する市の権限を持つことは、とても大切なことだと思いますので賛成です。その中で追加資料の1と2を見比べて気になることがあります。先ほどごみ屋敷も対象と言われましたけれども、追加資料1から見ると、それが含まれているのかどうかということがあったのですが、それでよろしいわけですね。それからその居住建築物等への介入のプロセスとして1番から7番までありますが、7番の行政代執行が最後ですが、これ以後はないのでしょうか。また空家等対策協議会で意見が出されていたら、それも紹介いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○事務局

まず追加資料1のいわゆるごみ屋敷と言われるのはどれに該当するかというところで、この資料では管理不全な状態のカということで、堆積された状態にある廃棄物等に起因して、というこの状態とご説明させていただきたいと思います。

続きまして、居住建築物等の行政代執行以降の対応につきましては、まずは当然ごみ屋敷といわれる問題を抱えていらっしゃる方は、様々な要因があるかと思えますので、まずは解消するための援助というところで、当然福祉関係の方とか様々な方のご協力をいただきながら連携して進めていくことかと思えます。しかしながらそういった援助の申し出がない場合において、それ以降の勧告、命令、行政代執行といった流れが一応必要ではないかということです。そして行政代執行した後につきましては、ごみの撤去した後の費用をご本人様に請求をさせていただくという流れを考えております。

3点目の空家等対策協議会での意見ですが、空家等につきましては特措法、空家法といいまして、空家等対策の推進に関する特別措置法で規定されておりますので、特段そういったご質問はなかったかと記憶しています。

○舟橋委員

ありがとうございます。大きな事業だと思います。一つの部局で対応するのはなくて、他の部局との連携も大切なことだと思いますので、その点もよろしく願いいたします。

○吉本委員

空き家対策ということで大変お骨折りいただいていると思います。放置自動車とか、最近では放置の船が出てきているということで、それはもちろん民間の商業施設に放置している場合も、あるいは小牧市ではどの程度なのか承知しておりませんが、公共施設の駐車場に放置してあるようなことも聞いています。そういったところを対処していかないといけなかったら大変だなということを思った次第です。

○岡田会長

では、ご意見もないようですので、以上で本日の議事を終了させていただいて、事務局にお返しいたします。

○事務局

長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございます。

ご審議いただきました年次報告の作成方針に基づきまして、令和3年度の年次報告書を策定し、次回の審議会にお諮りさせていただく予定です。

以上